赤松街道は環境緑地保護地区です！

赤松街道は、長年にわたり町民の皆様に親しまれ、歴史的・文化的価値を持つ道路であることを示す「歴史国道」にも選定されています。

今後も保全に対し、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

赤松街道に関するお問い合わせは
七飯町　環境生活課　自然環境係
電話：０１３８－６７－５８５５

【赤松街道隣接地の土地利用や開発行為等について】

赤松街道は北海道自然環境等保全条例の環境緑地保護地区です。赤松以外の樹木であっても保護地区内の樹木を勝手に伐採などすることはできません。

また、保護地区内の樹木は道路管理者である函館道路事務所の所管となります。

隣接地での土地利用や開発行為においても、保全を前提に計画していただくようお願いいたします。

しかしながら、樹木が密集し、赤松が支障となる場合もあると思います。その際は、設計前に事前協議していただきますようお願いいたします。

事前協議がなく、北海道自然環境等保全条例の届出を提出することはできますが、町がその届出に係る行為を禁止する場合もありますのでご承知おきください。

また、この届出書とは別に樹木の所管である函館道路事務所の承諾も必要となります。

◆環境緑地保護地区内行為について

隣接地での土地利用や開発行為を検討　→　赤松等の樹木の保全を検討　→　１又は２へ

１．環境緑地保護地区樹木が支障にならない若しくは保全が可能　→　協議・届出は不要です。

２．環境緑地保護地区樹木が支障となる

↓

地番、用途、時期などにより事前協議を環境生活課（６７－５８５５）へ

↓

環境生活課から関係課・赤松街道を愛する会・函館道路事務所と日程調整

↓

事前協議（現地・課題あれば再協議）

↓

設計

↓

環境緑地保護地区等内行為届出書の提出

↓

町から届出受理書を交付（ただし、届出日から３０日間は着手できません。）

北海道自然環境等保全条例　～抜粋～

（環境緑地保護地区等における行為の届出）

第 25 条　環境緑地保護地区等の区域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、第１号から第３号までに掲げる行為で森林法第 34 条第２項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者は、この限りでない。

（１）　その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

（２）　宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

（３）　鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

（４）　水面を埋め立て、又は干拓すること。

（５）　河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

（６）　規則で定める木竹の伐採を行うこと。

２　知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があった日から起算して 30 日以内に限り、当該環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

３　知事は、第１項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第１項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

４　第１項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

５　知事は、当該環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

６　次の各号に掲げる行為については、第１項から第３項までの規定は、適用しない。

（１）　非常災害のために必要な応急措置として行う行為

（２）　環境緑地保護地区等の保全のために行う行為

（３）　法令に基づいて国、道又は市町村が行う行為のうち、環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

（４）　通常の管理行為又は軽易な行為のうち、環境緑地保護地区等の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

（５）　環境緑地保護地区等が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

（中止命令等）

第 26 条　知事は、環境緑地保護地区等の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第１項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第２項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

赤松街道　及び　赤松街道を愛する会　のお問い合わせは

七飯町　環境生活課　自然環境係　０１３８－６７－５８５５まで